

日本リウマチ財団専門職制度の資格を得ると

- リウマチ財団ホームページでの公開 ※ホームページ掲載同意者のみ
「日本リウマチ財団登録医・看護師・薬剤師・理学療法士・作業療法士の所属する医療施設」に、医療機関名、氏名、職種、所属医療機関のホームページへのリンク等を掲載。

➔ リウマチの専門医を探している患者さんや、医療従事者への情報発信として有用



- 定期発行しているリウマチ財団ニュース配布(配信)
- 日本リウマチ財団が主催、共催、認定する研修会の開催案内等の情報発信
- リウマチの治療とケア教育研修会等の受講料割引
- 登録者名簿に登録し、登録証を交付
- リウマチケア看護師、リウマチ財団登録薬剤師、リウマチ財団登録理学・作業療法士にはピンバッチを授与



リウマチ患者さんがいつでもどこにいても最高の治療を受けることができるよう、リウマチ財団登録医、リウマチケア看護師、リウマチ財団登録薬剤師、リウマチ財団登録理学・作業療法士による専門的な医療スタッフの養成を行う事業です。当財団では、「リウマチ月間講演会」、「リウマチの治療とケア教育研修会」、「リウマチ財団認定教育研修会」並びに、医師にはeラーニングによる教育研修を行っており、この制度に登録された方々には、リウマチ性疾患※における多職種によるチーム医療の中心的役割を担っていただくことを期待しております。更には、保健医療、介護、福祉の各分野が一体となって、リウマチ患者さんの医療・療養環境を改善し、治療効果の向上に寄与することを目指しています。

(※リウマチ性疾患とは関節リウマチのみならず、膠原病、脊椎関節炎、変形性関節症や骨粗鬆症等多数の骨関節疾患を含みます。詳細は日本リウマチ財団のホームページを参照ください。)

〒105-0004
東京都港区新橋5丁目8番11号 新橋エンタービル11階
TEL 03-6452-9030 FAX 03-6452-9031
ホームページ <http://www.rheuma-net.or.jp>
eメール nursejrf@rheuma-net.or.jp



公益財団法人日本リウマチ財団

リウマチ

専門職制度のご案内

公益財団法人 日本リウマチ財団登録医

公益財団法人 日本リウマチ財団登録リウマチケア看護師

公益財団法人 日本リウマチ財団リウマチ登録薬剤師

公益財団法人 日本リウマチ財団登録理学療法士・作業療法士

日本リウマチ財団は発足時から種々の施策を、リウマチを中心とする多くのリウマチ性疾患に対して行ってきております。この施策の核である「専門職制度」は、すでに日本リウマチ財団登録医3,047名、登録ケア看護師1,416名、日本リウマチ財団登録薬剤師529名が登録(2019年4月現在)しており、令和元年より日本リウマチ登録理学・作業療法士制度も発足しました。こういった様々な医療職がチームを形成することにより、患者様に地域による格差のないオーダーメイドの「リウマチ性疾患トータルケア」サービスを患者様に提供することを本財団は全国で初めて開始し、多くの成果を挙げております。2003年にInfliximabの登場をその一歩として、リウマチのみならず、膠原病、神経疾患、骨粗鬆症、変形性関節症などに対してバイオ製剤が開発されています。特にバイオ医療普及については、専門的なトレーニングを受けた医師はもとより、看護師、薬剤師などのメディカルスタッフが各々の医療機関で活躍しており、本財団の専門医療職制度がこの点でも貢献し、他の領域からもモデルケースといわれております。また、この制度は国際的にも「トータルケア」の見本として、安定した医療を患者様に提供する優れた多職種間の連携システムモデルとして内外から注目されております。バイオケアを中心とした画期的なトータルケアシステムのメンバーとしてさらに多くのメディカルスタッフの方々に参加して頂くことを期待しております。

日本リウマチ財団 常務理事 西岡 久寿樹

公益財団法人 日本リウマチ財団登録医

日本リウマチ財団登録医制度は、リウマチ科医はじめ関連診療科の医師に対して、リウマチ性疾患の診断、治療に関する幅広い知識や臨床的な最新情報を研修会や種々の情報ツールを用いた研修プログラムをもとに提供し、医療技術の進歩と治療水準の向上を図るとともに、地域医療連携等により、リウマチ性疾患に対する系統的治療を実現し、国民の健康と福祉に貢献することを目的とし、昭和61年度に発足しました。

リウマチ財団登録医になるには

申請期間 毎年3月1日～5月31日(消印有効)

登録の有効期限 登録日(取得年6月1日)から5年毎の更新制

- 資格要件**
- ① 通算1年以上リウマチ性疾患の診療に関わった実績があること。
 - ② 直近5年間に於いて、10例のリウマチ性疾患診療患者名簿(氏名等は匿名化)の提出ができること。
 - ③ 上記診療患者名簿の中から5例のリウマチ性疾患診療記録の提出ができること。
 - ④ 直近5年間に於いて、財団が主催又は認定した教育研修会への出席および財団の教育研修教材eラーニングの修得により教育研修単位20単位以上取得した証明書の提出が出来ること。
 - ⑤ 日本リウマチ財団登録医、日本リウマチ学会専門医、日本整形外科学会認定リウマチ医のいずれか2名の推薦を受けていること。
 - ⑥ 詳細につきましては財団ホームページ <http://www.rheuma-net.or.jp/> でご確認ください。

公益財団法人 日本リウマチ財団リウマチ登録薬剤師

リウマチ財団登録薬剤師制度は、リウマチ性疾患の薬物療法に精通した薬剤師を育成し、リウマチ財団登録医、リウマチケア看護師等と連携・協働して医療技術の進歩と医療水準の向上を図り、系統的治療により、国民の健康と福祉に貢献することを目的とし、平成26年度に発足しました。

リウマチ財団登録薬剤師になるには

申請期間 毎年7月1日～9月30日(消印有効)

登録の有効期限 登録日(取得年10月1日)から5年毎の更新制

- 資格要件**
- ① リウマチ財団登録薬剤師研修カリキュラム相当の医療薬学の知識および経験を有し、直近5年間に於いて、通算1年以上リウマチ性疾患の薬学的管理指導に従事した実績があること。
 - ② 直近5年間に於いて、10例のリウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿(氏名等は匿名化)の提出ができること。(抗リウマチ薬の調剤3例以上含むこと)
 - ③ 上記リウマチ性疾患薬学的管理指導患者名簿の中から、上記の抗リウマチ薬の調剤3例を含む5例のリウマチ性疾患薬学的管理指導記録の提出ができること。
 - ④ 直近5年間に於いて、財団が主催又は認定した教育研修会へ出席し、教育研修単位20単位以上取得した証明書の提出が出来ること。
 - ⑤ 原則、日本リウマチ財団登録医、日本リウマチ学会専門医、日本整形外科学会認定リウマチ医のいずれか1名の推薦を受けていること。
 - ⑥ 教育やその他詳細につきましては財団ホームページ <http://www.rheuma-net.or.jp/> でご確認ください。

公益財団法人 日本リウマチ財団登録リウマチケア看護師

リウマチケア看護師制度は、リウマチ性疾患のケアに関する優れた看護師を育成し、リウマチ財団登録医及びリウマチ財団登録薬剤師等と連携・協働して医療技術の進歩と医療水準の向上を図り、系統的治療により、国民の健康と福祉に貢献することを目的とし、平成22年度に発足しました。

リウマチケア看護師になるには

申請期間 毎年8月1日～10月31日(消印有効)

登録の有効期限 登録日(取得年11月1日)から5年毎の更新制

- 資格要件**
- ① リウマチケア看護師研修カリキュラム相当のケアの知識および経験を有し、直近5年間に於いて、通算1年以上リウマチケアに従事した実績があること。
 - ② 直近5年間に於いて、10例のリウマチ性疾患ケア指導患者名簿(氏名等は匿名化)の提出ができること。(関節リウマチ3例以上含むこと)
 - ③ 上記リウマチ性疾患ケア指導患者名簿の中から上記の関節リウマチ3例を含む5例のリウマチ性疾患ケア指導記録の提出ができること。
 - ④ 直近5年間に於いて、財団が主催又は認定した教育研修会へ出席し、教育研修単位20単位以上取得した証明書の提出が出来ること。
 - ⑤ 日本リウマチ財団登録医、日本リウマチ学会専門医、日本整形外科学会認定リウマチ医のいずれか1名の推薦を受けていること。
 - ⑥ 教員や保健所等の看護師、またその他詳細につきましては財団ホームページ <http://www.rheuma-net.or.jp/> でご確認ください。

公益財団法人 日本リウマチ財団登録理学療法士・作業療法士

リウマチ財団登録理学・作業療法士制度は、リウマチ性疾患のリハビリテーションに精通した理学療法士・作業療法士を育成し、リウマチ財団登録医及びリウマチケア看護師並びにリウマチ財団登録薬剤師等と連携・協働して医療技術の進歩と医療水準の向上を図り、系統的治療により、国民の健康と福祉に貢献することを目的とし、令和元年5月に発足しました。

リウマチ財団登録理学・作業療法士になるには

申請期間 毎年2月1日～4月30日(消印有効)

登録の有効期限 登録日(取得年5月1日)から5年毎の更新制

- 資格要件**
- ① リウマチ財団登録理学・作業療法士研修カリキュラム相当の知識および経験を有し、直近5年間に於いて、通算1年以上リウマチ性疾患のリハビリテーションに従事した実績があること。
 - ② 直近5年間に於いて、10例のリウマチ性疾患のリハビリ指導患者名簿(氏名等は匿名化)の提出ができること。(関節リウマチ症例を含むことが望ましい)
 - ③ 上記リウマチ性疾患のリハビリ指導患者名簿の中から、5例のリウマチ性疾患リハビリ指導記録の提出ができること。(関節リウマチ症例を含むことが望ましい)
 - ④ 直近5年間に於いて、財団が主催又は認定した教育研修会へ出席し、教育研修単位20単位以上取得した証明書の提出が出来ること。(2023年の申請時までは単位数に代わり経過措置が適用されます。)
 - ⑤ 原則、日本リウマチ財団登録医、日本リウマチ学会専門医、日本整形外科学会認定リウマチ医のいずれか1名の推薦を受けていること。
 - ⑥ 教員や保健所等の理学療法士・作業療法士、またその他詳細につきましては財団ホームページ <http://www.rheuma-net.or.jp/> でご確認ください。